

国立大学法人宇都宮大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

宇都宮大学役員給与規程により、当該役員に支給される期末特別手当において、宇都宮大学点検・評価会議が行う業務の実績評価及び文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を参考にして、経営協議会の議を経て、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができるとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

平成24年3月の国家公務員の給与の改定に準拠して、平成24年5月から改正前の国家公務員指定職俸給表から0.5%減額した。
臨時特例に関する法律の国家公務員の給与減額支給措置に準拠して、平成24年6月1日から平成26年3月31日までの間、俸給月額、地域手当及び期末特別手当について、9.77%減額した。

理事

平成24年3月の国家公務員の給与の改定に準拠して、平成24年5月から改正前の国家公務員指定職俸給表から0.5%減額した。
臨時特例に関する法律の国家公務員の給与減額支給措置に準拠して、平成24年6月1日から平成26年3月31日までの間、俸給月額、地域手当及び期末特別手当について、9.77%減額した。

理事(非常勤)

改定なし

監事

平成24年3月の国家公務員の給与の改定に準拠して、平成24年5月から改正前の国家公務員指定職俸給表から0.5%減額した。
臨時特例に関する法律の国家公務員の給与減額支給措置に準拠して、平成24年6月1日から平成26年3月31日までの間、俸給月額、地域手当及び期末特別手当について、9.77%減額した。

監事(非常勤)

改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 15,513	千円 10,851	千円 3,986	千円 651 (地域手当) 24 (通勤手当)			※
A理事	千円 13,127	千円 9,197	千円 3,378	千円 551 (地域手当)			
B理事	千円 13,176	千円 9,197	千円 3,378	千円 551 (地域手当) 49 (通勤手当)			
C理事	千円 13,176	千円 9,197	千円 3,378	千円 551 (地域手当) 49 (通勤手当)			
D理事	千円 10,532	千円 7,134	千円 2,621	千円 428 (地域手当) 348 (単身赴任手当)			◇
A監事 (非常勤)	千円 6,042	千円 6,042	千円	()			
B監事 (非常勤)	千円 5,510	千円 5,510	千円	()			

注1:「前職」欄の「◇」は役員出向者、「※」は独立行政法人等の退職者であることを示す。

注2:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当なし	
理事	千円	年 月			該当なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

本学の財政基盤の強化に向け、「行政改革の重要方針(H17.12.24閣議決定)による総人件費改革の実行計画を踏まえた不断の給与制度の見直しを図るとともに、併せて長期的な視野に立って組織・業務改革等を通じて、人件費の削減を図ることとしている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

大学運営活動に必要な経費が、その大半について国からの運営費交付金に委ねられていることから、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、国家公務員の例に準じた措置を講じる。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び賞与(勤勉手当)の成績率の判定にあたっては、個人の成績及び能力評価等の結果を十分に考慮し、学長が決定している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
給与:俸給月額 (昇給)	昇給判定期間中における勤務評定等の勤務成績評価結果を踏まえ、国家公務員の例に準じて、昇給号俸が決定される。
給与:俸給月額 (昇格)	勤務評定等の結果が良好で、かつ昇格基準に達している場合、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。
賞与:勤勉手当 (査定分)	勤勉手当成績判定期間中における勤務評定等の勤務成績評価結果を踏まえて決定される成績率に基づき、国家公務員の例に準じて支給される。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

平成24年3月の国家公務員の給与の改定に準拠して、平成24年5月から改正前の国家公務員国家公務員俸給表から平均0.23%の減額、経過措置額の算定基礎となる額の0.49%引き下げ及び経過措置を平成26年3月31日までとした。

国家公務員の俸給表の改正に伴い、大学院担当手当を減額した。

国家公務員の給与改正に伴い、平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における若年層・中堅層の号俸を1から2号俸回復することとした。

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。

(職員について)

- ・実施期間:平成24年6月～平成26年3月

- ・俸給表関係の措置の内容:一般職(一)7級以上・教育職(一)5級・指定職

- ・(▲9.77%)

- 一般職(一)3級～6級・一般職(二)4級以上・教育職(一)3級～4級・教育職(二)3級～4級・教育職(三)3級～4級・医療職(一)3級～4級・医療職(二)3級

- 一般職(一)2級以下・一般職(二)3級以下・教育職(一)2級以下・教育職(二)2級以下・教育職(三)2級以下・医療職(一)2級以下・医療職(二)2級以下

- ・諸手当関係の措置の内容:管理職手当,地域手当,広域異動手当,期末手当,勤勉手当及び期末特別手当等

- ・国と異なる措置の概要:実施開始時期

(役員について)

- ・実施期間:平成24年6月～平成26年3月

- ・俸給表関係の措置の内容:▲9.77%

- ・諸手当関係の措置の内容:地域手当、期末特別手当

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 570	歳 46.4	千円 6,934	千円 5,250	千円 122	千円 1,684
事務・技術	人 190	歳 41.9	千円 5,145	千円 3,931	千円 100	千円 1,214
教育職種 (大学教員)	人 305	歳 49.9	千円 8,104	千円 6,096	千円 148	千円 2,008
教育職種 (附属高校教員)	人 23	歳 44.9	千円 7,175	千円 5,527	千円 101	千円 1,648
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 49	歳 43.0	千円 6,579	千円 5,052	千円 63	千円 1,527
その他医療職種 (看護師)	人 3	歳 52.5	千円 5,248	千円 3,995	千円 68	千円 1,253

非常勤職員	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員を含む。

注3: 「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注4: 在外職員、任期付職員及び再任用職員区分については、該当者がいないことから当該欄の記載を省略した。

注5: 非常勤職員区分の職種区分「教育職種(大学教員)」、「医療職種(病院医師)」及び「医療職種(病院看護師)」欄は、該当者がいないことから当該欄の記載を省略した。

注6: 非常勤職員欄及び「事務・技術職種」の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

[年俸制適用者]

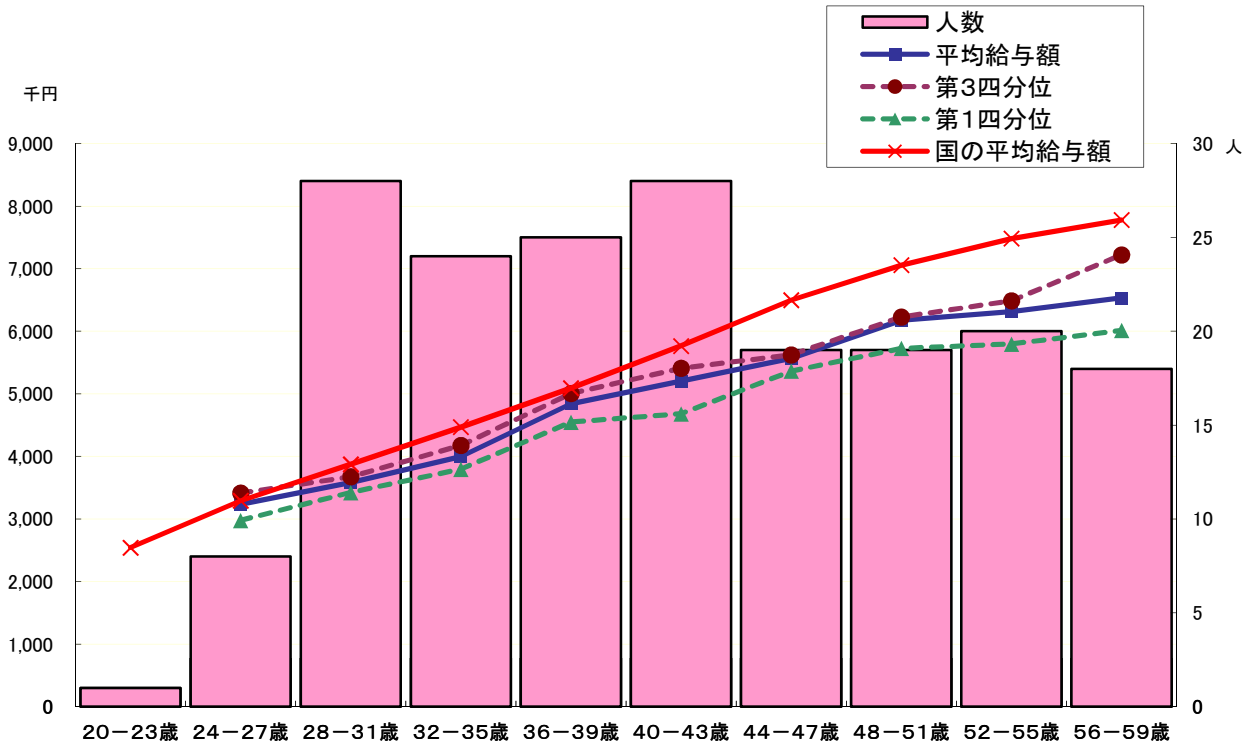
非常勤職員	人 11	歳 37.8	千円 5,641	千円 5,641	千円 89	千円 0
事務・技術	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 9	歳 39.2	千円 6,111	千円 6,111	千円 97	千円 0

注1: 常勤職員、在外職員、任期付職員及び再任用職員区分については、該当者がいないことから当該欄の記載を省略した。

注2: 「事務・技術職種」の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

年間給与の分布状況(事務・技術職員)



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

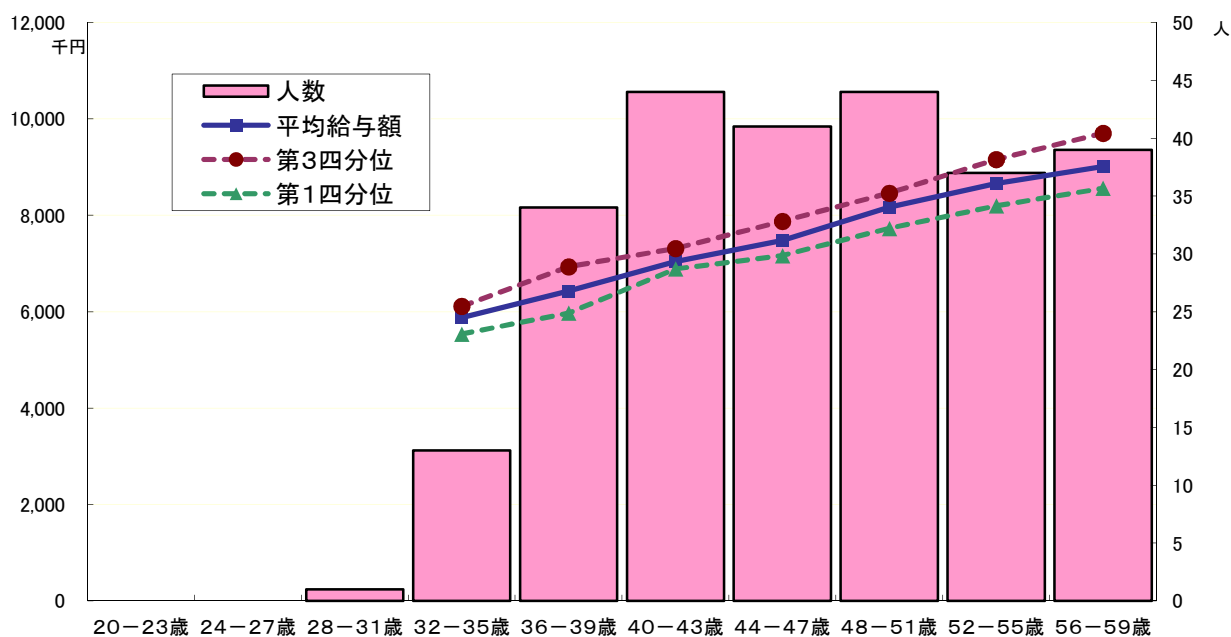
(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
・部長	1		—	—	—
・課長	15	54.2	6,874	7,418	7,949
・課長補佐	22	52.7	6,024	6,211	6,446
・係長	73	45.4	5,097	5,380	5,656
・主任	6	36.3	4,176	4,401	4,440
・係員	73	33.0	3,494	3,856	4,081

注:「課長」には、課長相当職である「事務長」及び「室長」を、「課長補佐」には、課長補佐相当職である「事務長補佐」、「室長補佐」、「専門員」及び「技術専門員」を、「係長」には、係長相当職である「専門職員」及び「技術専門職員」を含む。

注:部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額については記載していない。

年間給与の分布状況(教育職員(大学教員))



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
・教授	151	56.1	8,458	8,978	9,480		
・准教授	114	44.7	6,931	7,294	7,588		
・講師	14	44.1	5,794	6,275	6,575		
・助教	23	39.1	5,529	5,880	6,112		
・助手	1		—		—		
・教務職員	2		—		—		

注:助手、教務職員の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額については記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		事務局長等	事務局長等	部長等	部長等	課長等
人員 (割合)	190 人 ()	0 人 (%)	0 人 (%)	0 人 (%)	1 人 (0.5%)	9 人 (4.7%)
年齢(最高～最低)		歳 }	歳 }	歳 }	歳 }	59 } 43
所定内給与年額(最高～最低)		千円 }	千円 }	千円 }	千円 }	6,569 } 5,544
年間給与額(最高～最低)		千円 }	千円 }	千円 }	千円 }	8,566 } 7,221

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		課長等 課長補佐等	課長補佐等 係長等	係長等 主任	主任 係員	係員
人員 (割合)	— 人 ()	8 人 (4.2%)	31 人 (16.3%)	63 人 (33.2%)	73 人 (38.4%)	5 人 (2.6%)
年齢(最高～最低)		歳 58 } 39	歳 59 } 46	歳 58 } 33	歳 54 } 26	歳 29 } 22
所定内給与年額(最高～最低)		千円 6,244 } 4,661	千円 4,838 } 4,167	千円 4,731 } 2,734	千円 4,025 } 2,372	千円 2,646 } 2,046
年間給与額(最高～最低)		千円 7,959 } 6,238	千円 6,617 } 5,521	千円 6,220 } 3,587	千円 5,167 } 3,114	千円 3,423 } 2,678

(教育職員(大学教員))

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	准教授	講師等	助教等	教務職員
人員 (割合)	305 人 ()	151 人 (49.5%)	114 人 (37.4%)	14 人 (4.6%)	24 人 (7.9%)	2 人 (0.7%)
年齢(最高～最低)		歳 64 } 44	歳 63 } 32	歳 63 } 34	歳 49 } 29	歳 }
所定内給与年額(最高～最低)		千円 8,504 } 5,340	千円 6,457 } 4,361	千円 5,774 } 4,160	千円 5,190 } 4,052	千円 }
年間給与額(最高～最低)		千円 11,564 } 7,165	千円 8,603 } 5,722	千円 7,685 } 5,459	千円 6,726 } 5,321	千円 }

注:「事務・技術職員／7級」「教育職員(大学教員)／1級(教務職員)」の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.2	% 64.3	% 63.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.8	% 35.7	% 36.2
	最高～最低	% 43.6～32.9	% 47.4～30.2	% 45.7～31.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.1	% 67.0	% 65.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.9	% 33.0	% 34.4
	最高～最低	% 43.0～31.7	% 40.2～29.0	% 40.9～30.4

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.5	% 65.0	% 63.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.5	% 35.0	% 36.2
	最高～最低	% 48.0～33.4	% 45.3～30.7	% 46.2～32.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.3	% 66.9	% 65.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.7	% 33.1	% 34.3
	最高～最低	% 43.0～32.6	% 40.2～30.2	% 41.6～31.4

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))
対他の国立大学法人等

88.7
97.3

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

95.8

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 88.7	
	参考	地域勘案 94.1
		学歴勘案 89.4
	地域・学歴勘案 94.2	
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 64% (国からの財政支出額 7,176,726,000円、支出予算の総額 11,102,332,000円：平成24年度予算) 【検証結果】 国からの財政支出の割合は50%以上であるが、累積欠損額もなく、対国家公務員の比較指数は100以下であり、適正であると考え。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 96.7

注：上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

III 総人件費について

区分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	4,530,226	4,954,145	△ 423,919 (△8.6)	△ 552,875 (△10.9)
退職手当支給額 (B)	836,719	587,315	249,404 (42.5)	164,806 (24.5)
非常勤役職員等給与 (C)	672,388	647,590	24,798 (3.8)	7,097 (1.1)
福利厚生費 (D)	663,499	699,018	△ 35,519 (△5.1)	△ 12,923 (△1.9)
最広義人件費 (A+B+C+D)	6,702,832	6,888,068	△ 185,236 (△2.7)	△ 393,895 (△5.6)

注：「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「18 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

- ① 「給与、報酬等支給総額」の対前年度比 8.6%減の主たる要因は、特例法に基づく国家公務員の給与見直しに準じた給与減額支給措置による支給額の減少である。給与減額支給措置による削減額は334,100千円であり、主な職種の削減額は、事務・技術職員77,852千円、教育職員(大学教員)218,706千円である。なお、欠員による支給額の減少も要因の一つである。
また、「最広義人件費」の対前年度比 2.7%減の主たる要因は、前述の特例法に基づく給与減額支給措置による給与、報酬等支給総額の減少に伴う分である。
- ② 「退職手当支給額」のうち国家公務員の退職手当の支給水準引下げに準じた引下げによる削減額は43,576千円であり、主な職種の削減額は、事務・技術職員8,038千円、教育職員(大学教員)35,511千円である。

IV 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき平成25年1月から以下の措置を講ずることとした。

役職員の手当について、支給割合の引き下げを実施した。

役員に関する講じた措置の概要: 支給割合を100分の10.875に減じた。

経過措置として、平成25年1月1日から平成25年9月30日までの間は100分の12.25と平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間は、100分の11.5とした。

職員に関する講じた措置の概要: 支給割合を100分の87に減じた。

経過措置として、平成25年1月1日から平成25年9月30日までの間は100分の98と平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間は、100分の92とした。